## 『ヴィジュアルで要点整理 1級建築士受験 基本テキスト 学科Ⅲ (法規) 第三版』正誤表

2019年12月10日第3版第1刷用

本書の内容に以下の誤りがございました。お詫びして訂正申し上げます。

該当箇所	誤	正
P.30 9. 準耐火建築物	(法 2 条 1 項九号の三、令 109 条の 3) [図 19] 準耐火建築物は、次の (1) と (2) の 2 種類に大別され、さらにそれ ぞれについて 2 種類に分かれ、全部で次の 4 種類のものがある。 ・45 分耐火のイ準耐 ・1 時間耐火のイ準耐 ・外壁耐火のロ準耐 ・不燃構造のロ準耐	(法2条1項九号の三、 <u>令107条の2、</u> 令109条の3) [図19] 準耐火建築物は、次の(1)と(2)の <u>2種類に大別され、全部で次の 3種類のものがある。</u> ・45分耐火のイ準耐 <u>削除</u> ・外壁耐火のロ準耐 ・不燃構造のロ準耐
P.31 図 19	45 分耐火 令 107 条の 2 法2条 I 項九号の 三イ  本造 3 階建て共同住宅、または高が 13m か軒高が9m を超える 木造建築物に適用する  本造建築物に適用する  外壁が鉄筋コンクリート、コンクリート・コント・コンクリート・コンクト・コンクリート・コンクト・コンクート・コンクト・コンクト・コンクート・コンクート・コンクート・コンクート・コンクート・コンクート・コンクート・コンクート・コンクート・コンクート・コンクート・コンクート・コンクート	本部
P.31-32 (1) 準耐火構造と したもの(法2条1項九号 の三イ) ②1時間耐火のイ準耐	② 1 時間耐火のイ準耐 (令 129 条の 2 の 3) … (略) … (略) … (a) 主要構造部の準耐火性能を 1 時間以上としたもの。 (b) 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、… (略) … (c) 地上部分の層間変形角が、原則として 1/150 以内のもの。	削除
P.44 2. 確認申請(1)	①法別表 1 (い) 欄に掲げる用途の特殊建築物で、その用途の部分の 床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの。(1 項一号)	①法別表 1 (い) 欄に掲げる用途の特殊建築物で、その用途の部分の 床面積の合計が <u>200 ㎡</u> を超えるもの。(1 項一号)
P.45 表 13 全国適用「用 途・構造 (一)」の「規模」	その用途の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの	その用途の床面積の合計が <u>200 ㎡</u> を超えるもの
P.45 表 13 全国適用の「工 事種別」	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	…(略)… [用途変更は(一)の特殊建築物の用途で <u>200 ㎡</u> を超える 場合に限る]
P.50 6. 建築物の用途変更	(1) 既存建築物の用途を変更して、法 6 条 1 項一号の特殊建築物で、延べ面積が 100 ㎡を超えるものとなる場合は、…(略)… (2)…(略)…ただし、号が異なる用途(延べ面積が 100 ㎡を超えるもの)	(1) 既存建築物の用途を変更して、法6条1項一号の特殊建築物で、延べ面積が200㎡を超えるものとなる場合は、…(略)… (2)…(略)…ただし、号が異なる用途(延べ面積が200㎡を超えるもの)
P.50 7. 建築設備を設ける 場合の確認申請	7. 建築設備を設ける場合の確認申請(法 87 条の 2、令 146 条)	7. 建築設備を設ける場合の確認申請(法 87 条の <u>4</u> 、令 146 条)
P.50 メモ(上から4つ目)	左記 6-(1) に関して、たとえば事務所を共同住宅に用途変更して、延 べ面積が 100 ㎡を超えるものとなる場合、確認は必要である。	左記 6-(1) に関して、たとえば事務所を共同住宅に用途変更して、延 べ面積が <u>200 ㎡</u> を超えるものとなる場合、確認は必要である。
P.50 メモ(上から 5 つ目)	…(略)…(延べ面積が 100 ㎡を超えるもの)に変更する場合は、類似の用途相互間の変更にはならず、確認は必要である。	…(略)…(延べ面積が <u>200 ㎡</u> を超えるもの)に変更する場合は、類 似の用途相互間の変更にはならず、確認は必要である。
P.55 2-3-8 1. 建築物の定期報告(1)	①法 6 条 1 項一号に掲げる特殊建築物で、その用途の部分の床面積が 100 ㎡を超えるもの。(1 項)	①法 6 条 1 項一号に掲げる特殊建築物で、その用途の部分の床面積が 200 ㎡を超えるもの。(1 項)
P.64 問題 6 【解説】	4 (略) … [法別表 1 (い) 欄の特殊建築物で、これらの用途の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの] とする場合は、… (略) …	4. ··· (略) ··· [法別表 1 (い) 欄の特殊建築物で、これらの用途の床面積の合計が <u>200 ㎡</u> を超えるもの] とする場合は、··· (略) ···
P.98 メモ(下から2つ目)	法6条1項一号の建築物は、法別表1(い)欄の用途の特殊建築物で、 その用途の床面積が100㎡を超えるものである。	法 6 条 1 項一号の建築物は、法別表 1 (い) 欄の用途の特殊建築物で、 その用途の床面積が <u>200 ㎡</u> を超えるものである。
P.146 5-1-1 1. 大規模の木造建築物な どの主要構造部の原則(法 21条)	(1) 高さが 13m または軒の高さが 9m を超える建築物 (1 項)、延べ面積が 3,000 ㎡を超える建築物 (2 項) で、…(略)…可燃材料を使ったものは、その主要構造部の性能を、原則として、法 2 条 1 項九号の二イに掲げる基準に適合するものなどとしなければならない。(1 項)	(1) 地階を除く階数が 4以上である建築物、高さが 16m を超える建築物などで、床、屋根、階段を除く主要構造部の全部または一部に木材、プラスチックなどの可燃材料を使ったものは、その主要構造部を原則として通常火災終了時間に基づく構造としなければならない。(1項)
P.146 メモ (上から2つ目)	法 2 条 1 項九号の二イに掲げる…(略)…2 章 p 30 を参照。	削除
P.147 5-1-4 1. 国土交通大臣が定めた構造方法または認定を受けたものを設けなければならない特殊建築物	(1) 法別表 1 (ろ) 欄に掲げる階を同表 (い) 欄 (1) 項~ (4) 項までの用途に使うもの (一号) (略) (4) 劇場、映画館、演芸場の用途で、主階が 1 階にないもの (四号)	(1) 法別表 1 (ろ) 欄に掲げる階を同表 (い) 欄 (1) 項 ~ (4) 項までの用途に使うもの(階数が 3 で延べ面積が 200 ㎡未満のものを除く) (一号) … (略) … (4) 劇場、映画館、演芸場の用途で、主階が 1 階にないもの (階数が 3 で延べ面積が 200 ㎡未満のものを除く) (四号)

P149 表 2 「用途(1)」「ろ」	3 階以上の階	3 階以上の階 (階数 3、延べ面積 200 ㎡未満なら適用除外)
P149 表 2 「用途 (2)」	病院、… (略) …これらに類するもので政令で定めたもの(病院グループ)※	病院、…(略)…これらに類するもので政令で定めたもの(病院グループ)※(就寝利用する用途は、警報設備をつけた場合に限り適用除外)
P149 表 2 「用途(4)」「は」	500 ㎡以上	500 ㎡以上 <u>(2階)</u> (その用途に使用する部分の床面積の合計が 3000 ㎡以上)
P.156 表8 「③ 竪穴区画」の「対象建 築物」	主要構造部を準耐火構造(耐火構造を含む)とした建築物で、地階または3階以上の階に居室のあるもの	主要構造部を… (略) …または 3 階以上の階に居室のあるもの <sup>至1</sup> ※1 法別表 1 (1) 項から (4) 項までに掲げる用途の特殊建築物で階 数が 3 で延べ面積が 200 ㎡未満のものについては主要構造物に対する 規制はない。
P.158 表9 「③ 竪穴区画」の「防火区 画の種類」	主要構造部を準耐火構造(耐火構造を含む)とした建築物で、地階または3階以上の階に居室のあるもの	主要構造部を… (略) …または 3 階以上の階に居室のあるもの <sup>※1</sup> ※1 法別表 1 (1) 項から (4) 項までに掲げる用途の特殊建築物で階 数が 3 で延べ面積が 200 ㎡未満のものについては主要構造物に対する 規制はない。
P.158 表9 「④ 異種用途区画」の「防 火区画の種類」	「対象建築物」建築物の一部に法 27 条 1 項各号(学校、劇場、映画館など)のいずれかがある場合	<u>削除</u> 「項」「区画面積など」「区画の構造」「防火設備」の行も削除
P.158 表 9 註	※ 性能規定の考えから、…(略)…不燃材料をそれぞれ含む。	削除
P.161 (3)) 竪穴区画の対象から除かれる建築物や建築物の部分	①避難階から…(略)…下地とも不燃材料の場合。(一号) ②階数が3以下で、…(略)…昇降機の昇降路の部分。(二号) ③面積区画と同様に、劇場、映画館、集会場などの客席や体育館、工場などのように用途上区画することが難しい建築物で、壁と天井が仕上げ、下地とも準不燃材料の場合。(9項かっこ書き)	①避難階から…(略)…下地とも不燃材料の場合。( <u>11項</u> 一号) ②階数が3以下で、…(略)…昇降機の昇降路の部分。( <u>11項</u> 二号) ③ <u>3</u> 階を病院、診療所などに使う建築物で階数が3で延べ面積200㎡ 未満の竪穴部分は、その竪穴部分以外の部分と間仕切り壁などで区画 する。(12項)
P.162 6. 異種用途区画	6. 異種用途区画(令 112 条 12 項) · · · (略) · · · (1) 異種用途区画しなければならない場合(12 項)	6. 異種用途区画(令 112 条 <u>18 項</u> ) ··· (略) ··· (1)異種用途区画しなければならない場合( <u>18</u> 項)
P.163 7. 防火区画の周辺部 の構造	7. 防火区画の周辺部の構造 (令 112 条 10 項、11 項) … (略) … (略) … (1) 防火区画となっている壁や床が… (略) …、除かれる。(10 項) (2) 準耐火構造としなければならない部分に開口部がある場合は、… (略) …法 2 条 1 項九号の二口に規定する防火設備を設ける。(11 項)	7. 防火区画の周辺部の構造(令 112 条 16 項、11 項) … (略) … (1) 防火区画となっている壁や床が… (略) …、除かれる。(16 項) (2) 準耐火構造としなければならない部分に開口部がある場合は、… (略) …法 2 条 1 項九号の二口に規定する防火設備を設ける。(17 項)
P.163 8. 防火区画に設ける 防火設備	8. 防火区画に設ける防火設備(令 112 条 13 項)	8. 防火区画に設ける防火設備(令 112 条 <u>19</u> 項)
P.163 表 10 ③ ④	③竪穴区画 メゾネットの住戸、…(略)…などの竪穴部分(9 項) ④異種用途区画 建築物の一部に…(略)…いずれかがある場合(12 項)	③竪穴区画 メゾネットの住戸、…(略)…などの竪穴部分( <u>11</u> 項) ④異種用途区画 建築物の一部に…(略)…いずれかがある場合( <u>18</u> 項)
P164-165 9. 防火区画を貫 通する配管や風道(ダクト) など	防火区画を貫通する配管や風道 (ダクト) など (令 112 条 14 項、15 項) (1) 防火区画を貫通する配管 (15 項、令 129 条の 2 の 5、1 項七号) … (略) … (1) (略) … (略) … (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	防火区画を貫通する配管や風道(ダクト)など(令 112 条 <u>20</u> 項、 <u>21</u> 項) (1) 防火区画を貫通する配管( <u>20</u> 項、令 129 条の 2 の <u>4</u> 、1 項七号) … (略) … ①給水管、配電管、… (略) …埋めなければなならない。( <u>20</u> 項) ②防火区画を貫通する配管は、… (略) … (令 129 条の 2 の <u>4</u> 、1 項七号) (2) 防火区画を貫通する風道( <u>21</u> 項)
P.172-173 5. 下地について	<ul> <li>(1) 防火区画の中の高層階区画の緩和措置。(令 112 条 6 項、7 項)</li> <li>(2) 防火区画の中の竪穴区画の緩和措置。(令 12 条 9 項)</li> <li>…(略) …</li> <li>(4) 特別避難階段の階段室と付室。(令 123 条 3 項三号)</li> </ul>	<ul> <li>(1) 防火区画の中の高層階区画の緩和措置。(令 112 条 9 項)</li> <li>(2) 防火区画の中の竪穴区画の緩和措置。(令 12 条 11 項)</li> <li>…(略) …</li> <li>(4) 特別避難階段の階段室と付室。(令 123 条 3 項四号)</li> </ul>
P.258 7-3-2 4. 建べい率の緩和	(1) … (略) …かつ防火地域内にある耐火建築物の場合は、+ 1/10 となる。	(1) … (略) …かつ次の①または②のいずれかに当てはまる建築物の場合は、+ 1/10 となる。 ①防火地域内にある a に当てはまる建築物または準防火地域内にある a もしくは b のいずれかに当てはまる建築物。 a:防火地域内にある耐火建築物または耐火建築物等。b:準防火地域内にある a または準耐火建築物等 ②街区の角にある敷地またはこれに準ずる敷地で、特定行政庁が指定したもの
P.259 表 6 条件②	防火地域内の耐火建築物の緩和	・防火地域内の耐火建築物と耐火建築物等の緩和*5 ・準防火地域内の耐火建築物と耐火建築物等および準防火地域内の準耐火建築物または準耐火建築物等の緩和*6 ※5 耐火建築物等:防火地域内にある耐火建築物と同等以上の延焼防止性能をもつものとして政令で定める建築物 ※6 準耐火建築物等:準防火地域内にある耐火建築物または耐火建築物等あるいは準耐火建築物またはこれと同等以上の延焼防止性能をもつものとして政令で定める建築物